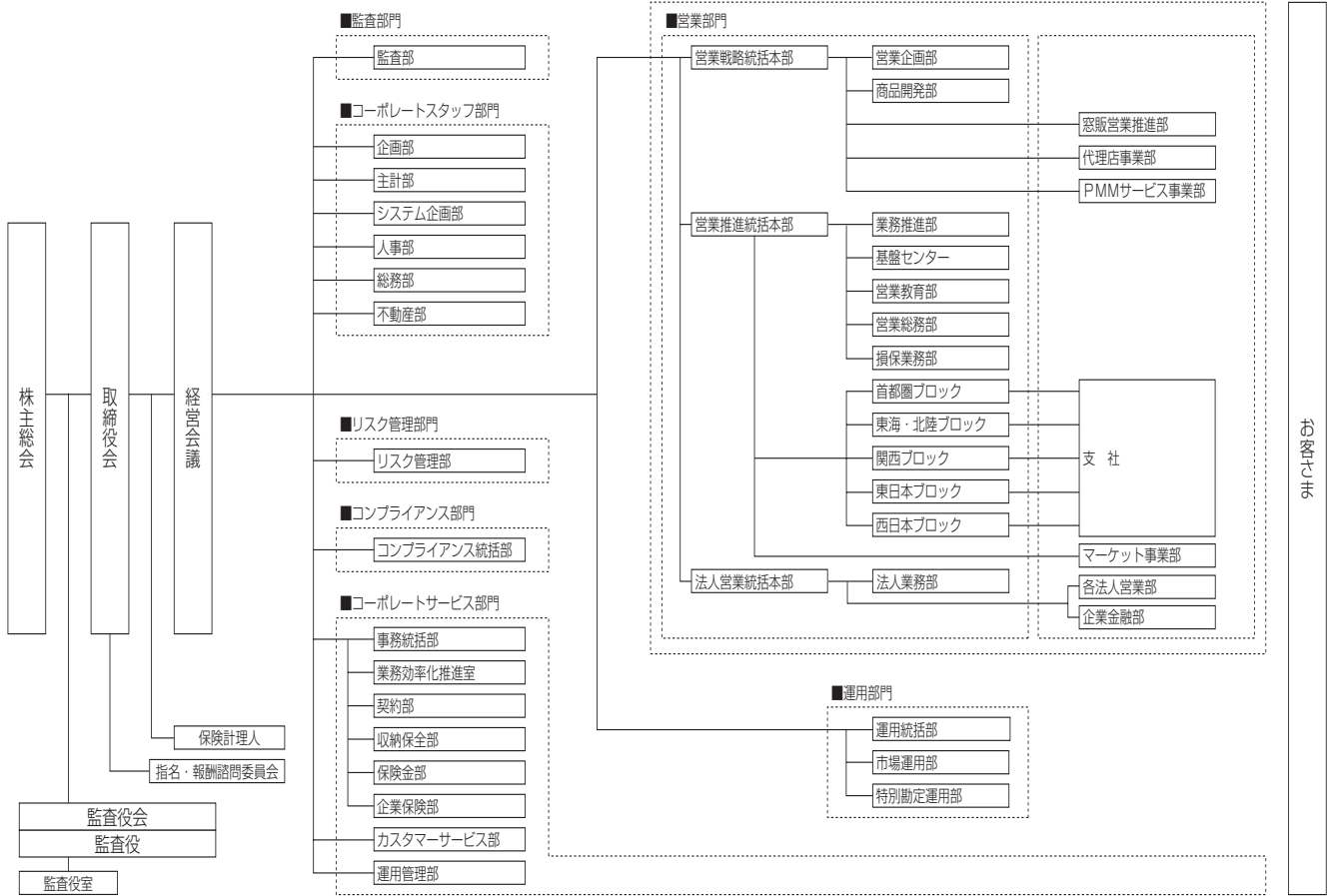


# 第1章

# 保険会社の概況及び組織

## 1-1

## 経営の組織(平成27年6月1日現在)



営業戦略統括本部
窓販営業推進部
代理店事業部
PMMサービス事業部

営業推進統括本部
首都圏ブロック
茨城支社
栃木支社
群馬支社
埼玉支社
埼玉西支社
千葉支社
柏支社
東京支社
東京東支社
東京西支社
東京南支社
東京北支社
町田支社
横浜支社
湘南支社
新潟支社
東京マーケット事業部
大阪マーケット事業部

東海・北陸ブロック
富山支社
北陸支社
松本支社
岐阜支社
静岡支社
浜松支社
名古屋支社
岡崎支社
三重支社

関西ブロック
滋賀支社
京都支社
大阪支社
北大阪支社
南大阪支社
兵庫支社
姫路支社
奈良支社
和歌山支社

東日本ブロック
札幌支社
函館支社
苫小牧支社
釧路支社
青森支社
岩手支社
宮城支社
秋田支社
山形支社
郡山支社
会津支社

西日本ブロック
山陰支社
岡山支社
広島支社
福山支社
山口支社
徳島支社
高松支社
愛媛支社
福岡支社
北九州支社
三池支社
佐賀支社
長崎支社
熊本支社
南九州支社

法人営業統括本部
法人営業第一部
法人営業第二部
公共・広域法人営業部
国際法人営業部
関西法人営業部
東海法人営業部
企業金融部

組織数	
統括本部	3
部・室・基盤センター	40
ブロック	5
支社	60
営業部・営業室	438

## ■株式の総数

## 1.普通株式

(平成27年3月31日現在)

発行する株式の総数	1,187,564 千株
発行済株式の総数	295,807 千株
当期末株主数	2,913 名

## 2.A種株式

(平成27年3月31日現在)

発行する株式の総数	1,084 千株
発行済株式の総数	1,084 千株
当期末株主数	3 名

## 3.B種株式

(平成27年3月31日現在)

発行する株式の総数	1,000 千株
発行済株式の総数	600 千株
当期末株主数	6 名

## ■株式の状況

## 1.発行済株式の種類等

(平成27年3月31日現在)

発行済株式	種類	発行数	内容
	普通株式	295,807 千株	—
	A種株式	1,084 千株	(注1)
	B種株式	600 千株	(注2)

(注1) A種株式の内容は次のとおりであります。

## 1 剰余金の配当

三井生命保険株式会社（以下「当社」という。）は、剰余金の配当を行うときは、A種株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、A種株式1株につき、普通株式1株に対する剰余金の配当として交付される配当財産の価額に後記6に定めるA種株式調整比率を乗じて得た価額に相当する配当財産を、剰余金の配当として交付する。なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

## 2 残余財産の分配

- 当社は、残余財産の分配を行うときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主（実質株主を含み、以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種株式1株につき、100,000円を支払う。
- 当社は、上記（1）の残余財産の分配を行ってもなお分配すべき残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対し、普通株式1株につき、100,000円をA種株式調整比率で除した額を支払う。なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。
- 当社は、上記（2）の残余財産の分配を行ってもなお分配すべき残余財産（以下、本（3）において「残余財産の残額」という。）があるときは、普通株式1株につき支払われる分配額及びA種株式1株につき支払われる分配額を次の算式により計算される額としたうえで、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種株主又はA種登録株式質権者に対し、同順位で、所有株式数に応じて、残余財産を分配する。

$$\text{普通株式1株につき支払われる分配額} = \frac{\text{残余財産の残額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{既発行A種株式数} \times \text{A種株式調整比率}}$$

$$\text{A種株式1株につき支払われる分配額} = \text{普通株式1株につき支払われる分配額} \times \text{A種株式調整比率}$$

なお、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とし、「既発行A種株式数」とは、当社の発行済A種株式数から当社が保有する当社A種株式の総数を控除した数とする。

## 3 議決権

A種株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

## 4 株式の分割または併合等

- 当社は、A種株式については、株式の分割及び株式の併合は行わない。
- 当社は、A種株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

## 5 取得請求権

A種株主は、平成16年7月1日以降、いつでも、当社がA種株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。この場合、A種株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、取得の請求のあったA種株式の数にA種株式調整比率を乗じた数とする。

## 6 A種株式調整比率

- 当初のA種株式調整比率は、2とする。
- 当社が、A種株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は保有する当社普通株式につき売出し等の処分を行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種株式調整比率} = \text{調整前A種株式調整比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額}}{\text{普通株式1株あたりの時価}}}$$

上記において、「時価」とは、当社普通株式の適正な価額として取締役会で定める価額とする。但し、当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場された場合、「時価」とは、調整後A種株式調整比率の適用開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所（但し、当社普通株式が2以上の証券取引所に上場された場合は、取締役会が定めた主たる証券取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。また、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。なお、当社普通株式の処分を行った場合には、「新規発行普通株式数」を「当社が処分する当社普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」は「当社普通株式の処分に係る普通株式1株あたりの払込金額」と読み替える。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは払込期日又は払込期間がある場合には当該払込期間の末日の翌日とする。

- 当社が、A種株式発行後、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額が時価を下回る金額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行した場合、A種株式調整比率は、前項に準じて調整される。なお、この場合には、「新規発行普通株式数」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合に新株予約権の行使により交付される普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合の新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額」と読み替える。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、普通株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは新株予約権の割当ての日とする。

- (4) 当社が、A種株式発行後、普通株式について、株式の分割又は併合を行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種株式調整比率} = \text{調整前A種株式調整比率} \times \frac{\text{分割・併合後の普通株式数}}{\text{分割・併合前の普通株式数}}$$

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、株式の分割の場合はその基準日の翌日、株式の併合の場合は株式の併合の効力発生日の翌日とする。

- (5) 当社が、A種株式発行後、普通株式に対して、普通株式の無償割当てを行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種株式調整比率} = \text{調整前A種株式調整比率} \times \frac{\text{株式無償割当て後の既発行普通株式数}}{\text{株式無償割当て前の既発行普通株式数}}$$

上記において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは効力発生日の翌日とする。

(注2) B種株式の内容は次のとおりであります。

1 剰余金の配当

- (1) 三井生命保険株式会社（以下「当社」という）は、剰余金の配当を行うときは、B種株式を有する株主（以下「B種株主」という。）又はB種株式の登録株式質権者（以下「B種登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種株主又はA種登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につき、6,000円（但し、平成21年3月31日を基準日とする第43条第1項に定める剰余金の配当の場合は、6,000円をB種株式を最初に発行した際の払込期日から平成21年3月31日までの間の日数（初日及び末日を含む。）につき1年を365日とする日割計算により算出した額とする。なお、かかる計算においては、小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）の金銭（以下「B種優先配当金」という。）を、剰余金の配当として交付する。但し、当該剰余金の配当の基準日に属する事業年度中で、かつ当該基準日より前の日を基準日として既に剰余金の配当を行ったときは、B種優先配当金の額から当該配当の額を控除した額の金銭を支払うものとする。
- (2) ある事業年度に属する日を基準日としてB種株主又はB種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の総額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (3) ある事業年度に属する日を基準日としてB種株主又はB種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の総額は、第1項に定めるB種優先配当金の額を上限とし、B種株主又はB種登録株式質権者に対してはこれを超えて剰余金の配当は行わない。

2 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産の分配を行うときは、B種株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種株主又はA種登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につき、B種株式を最初に発行した際のB種株式1株あたりの払込金額（以下「B種株式当初払込金額」という。）に相当する額の金銭を支払う。
- (2) B種株主又はB種登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

3 議決権

B種株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4 株式の分割又は併合等

- (1) 当社は、B種株式については、株式の分割及び株式の併合は行わない。
- (2) 当社は、B種株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

5 取得請求権付株式発行に関する定め

B種株主は、払込期日の翌日以降、いつでも、当社がB種株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができる。この場合、B種株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、取得の請求のあったB種株式の数にB種株式当初払込金額を乗じた額をB種株式調整価額で除して算出される数とする。

6 B種株式調整価額

- (1) 当初のB種株式調整価額は、440円とする。
- (2) B種株式調整価額は、平成22年7月1日以降毎年7月1日（以下「修正日」という。）に、以下の①及び②のとおり修正される。但し、修正後B種株式調整価額が440円（但し、第3項乃至第7項により調整する。以下「上限B種株式調整価額」という。）を上回る場合には、修正後B種株式調整価額は、かかる上限B種株式調整価額とし、220円（但し、第3項乃至第7項により調整する。以下「下限B種株式調整価額」という。）を下回る場合には、修正後B種株式調整価額は、かかる下限B種株式調整価額とする。

① 当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合

各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所（但し、当会社普通株式が2以上の金融商品取引所に上場された場合は、取締役会が定めた主たる金融商品取引所）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。但し、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に第3項乃至第7項に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、第3項乃至第7項に準じて調整される。

② 上記①以外の場合

次の算式により算出される額とする。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{修正後B種株式調整価額} = \frac{(\text{修正純資産額} - \text{既発行B種株式の払込金額の総額}) \times 1.1}{\text{既発行普通株式数} + (\text{既発行A種株式数} \times \text{A種株式調整比率})}$$

上記において、「修正純資産額」とは、各修正日の直前事業年度に係る連結貸借対照表（当社が金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき提出する有価証券報告書に含まれる連結貸借対照表をいう。以下同じ。但し、当該直前事業年度に係る連結貸借対照表が存在しない場合には、同法第24条の5第1項の規定に基づき提出された当該直前事業年度に係る半期報告書に含まれる中間連結貸借対照表、同法第24条の4の7第1項に基づき提出された当該直前事業年度に係る四半期報告書に含まれる四半期連結貸借対照表及び当該直前事業年度の直前の事業年度に係る連結貸借対照表のうち直近のものとする。）に記載された純資産の部の合計額から当該連結貸借対照表に記載された少数株主持分の額を控除した額に、当該連結貸借対照表作成の基礎となった保険業法施行規則第69条第1項第3号に規定する危険準備金の額（但し、当該危険準備金の額に、当該連結貸借対照表が当該直前事業年度に係る連結貸借対照表である場合は当該直前事業年度における法定実効税率又は当該連結貸借対照表が中間連結貸借対照表、四半期連結貸借対照表若しくは当該直前事業年度の直前の事業年度に係る連結貸借対照表である場合は当該直前事業年度の直前の事業年度における法定実効税率を乗じて算出される額を控除するものとする。）及び当該連結貸借対照表作成の基礎となった保険業法第115条に規定する価格変動準備金の額（但し、当該価格変動準備金の額に、当該連結貸借対照表が当該直前事業年度に係る連結貸借対照表である場合は当該直前事業年度における法定実効税率又は当該連結貸借対照表が中間連結貸借対照表、四半期連結貸借対照表若しくは当該直前事業年度の直前の事業年度に係る連結貸借対照表である場合は当該直前事業年度の直前の事業年度における法定実効税率を乗じて算出される額を控除するものとする。）を加算することにより算出される額とする。また、「既発行普通株式数」とは、当該連結貸借対照表日における当社の発行済普通株式数から当社が保有する当会社普通株式の総数を控除した数とし、「既発行A種株式数」とは、当該連結貸借対照表日における当社の発行済A種株式数から当社が保有する当社A種株式の総数を控除した数とし、「既発行B種株式の払込金額の総額」とは、当該連結貸借対照表日における当社の発行済B種株式のうち当社の保有に係るもの以外の払込金額の総額とする。

- (3) 当社が、B種株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は保有する当社普通株式につき売出し等の処分（本項において「時価以下発行」という。）を行った場合、B種株式調整価額は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後B種株式調整価額} = \text{調整前B種株式調整価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額}}{\text{普通株式1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

上記及び次項において、「時価」とは、当社普通株式の適正な価額として取締役会で定める価額とする。但し、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合、「時価」とは、調整後B種株式調整価額の適用開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所（但し、当社普通株式が2以上の金融商品取引所に上場された場合は、取締役会が定めた主たる金融商品取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。また、「既発行普通株式数」とは、当該時価以下発行に係る基準日があればその日の、また、かかる基準日がない場合は調整後B種株式調整価額の適用開始日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が保有する当会社普通株式の総数を控除した数とする。なお、当社普通株式の処分を行った場合には、「新規発行普通株式数」を「当社が処分する当社普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」は「当社普通株式の処分に係る普通株式1株あたりの払込金額」と読み替える。

調整後B種株式調整価額の適用開始日は、普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは払込期日又は払込期間がある場合には当該払込期間の末日の翌日とする。

(4) 当社が、B種株式発行後、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額が時価を下回る金額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行した場合、B種株式調整価額は、前項に準じて調整される。なお、この場合には、「新規発行普通株式数」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合に新株予約権の行使により交付される普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合の新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額」と読み替える。

調整後B種株式調整価額の適用開始日は、普通株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは新株予約権の割当ての翌日とする。

(5) 当社が、B種株式発行後、普通株式について、株式の分割又は併合を行った場合、B種株式調整価額は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後B種株式調整価額} = \text{調整前B種株式調整価額} \times \frac{\text{分割・併合前の普通株式数}}{\text{分割・併合後の普通株式数}}$$

調整後B種株式調整価額の適用開始日は、株式の分割の場合はその基準日の翌日、株式の併合の場合は株式の併合の効力発生日の翌日とする。

(6) 当社が、B種株式発行後、普通株式に対して、普通株式の無償割当てを行った場合、B種株式調整価額は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後B種株式調整価額} = \text{調整前B種株式調整価額} \times \frac{\text{株式無償割当て前の既発行普通株式数}}{\text{株式無償割当て後の既発行普通株式数}}$$

上記において、「既発行普通株式数」とは、当会社の発行済普通株式数から当社が保有する当会社普通株式の総数を控除した数とする。

調整後B種株式調整価額の適用開始日は、基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは効力発生日の翌日とする。

(7) 前4項に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、取得請求権付株式、取得条項付株式、取得条項付新株予約権の発行又は金銭以外の財産による剰余金の配当等によりB種株式調整価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断するB種株式調整価額に変更される。

## 2.大株主

### (1)普通株式

(平成27年3月31日現在)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社三井住友銀行	41,501 <sup>千株</sup>	14.02 <sup>%</sup>
大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社	36,170	12.22
三井住友信託銀行株式会社	26,731	9.03
野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社	26,595	8.99
三井住友海上火災保険株式会社	21,325	7.20
CITIBANK,N.A.SINGAPORE-BAYTREE INVESTMENTS(MAURITIUS)PTE LTD-JP UNQ	21,276	7.19
三井物産株式会社	12,035	4.06
三井不動産株式会社	12,005	4.05
住友生命保険相互会社	7,446	2.51
日本製紙株式会社	5,000	1.69

(注) 1. 持株数及び持株比率は、普通株式のみを対象として計算・記載しています。  
 2. 持株数は記載単位未満を切り捨てて表示しています。  
 3. 持株比率は小数点第3位を切り捨てて小数点第2位まで表示しています。  
 4. 上記のほか当社所有の自己株式17,272千株（持株比率5.83%）があります。

### (2)A種株式

(平成27年3月31日現在)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社三井住友銀行	603 <sup>千株</sup>	55.70 <sup>%</sup>
三井住友信託銀行株式会社	308	28.41

(注) 1. 持株数及び持株比率は、A種株式のみを対象として計算・記載しています。  
 2. 持株数は記載単位未満を切り捨てて表示しています。  
 3. 持株比率は小数点第3位を切り捨てて小数点第2位まで表示しています。  
 4. 上記のほか当社所有の自己株式172,121株（持株比率15.87%）があります。

### (3)B種株式

(平成27年3月31日現在)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社三井住友銀行	225 <sup>千株</sup>	37.50 <sup>%</sup>
三井住友海上火災保険株式会社	100	16.66
住友生命保険相互会社	100	16.66
三井住友信託銀行株式会社	75	12.50
三井物産株式会社	50	8.33
三井不動産株式会社	50	8.33

(注) 1. 持株数及び持株比率は、B種株式のみを対象として計算・記載しています。  
 2. 持株比率は小数点第3位を切り捨てて小数点第2位まで表示しています。

## ■主要株主の状況

(平成27年3月31日現在)

名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は出資金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	1,770,996 <small>百万円</small>	銀 行	1912年3月1日	14.22 <small>%</small>
大和証券エスエムビーシー プリンシパル・インベストメンツ 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	100	プライベート・エクイティ投資、不動産投資、金銭債権投資、各種ファンド組成・運営等	1998年6月23日	12.15
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	342,037	銀 行	1925年7月28日	9.11
野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	503	金融サービス会社に対する投資業務	2006年5月2日	8.93
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	139,595	保 険	1918年10月21日	7.20
CITIBANK,N.A.SINGAPORE-BAYTREE INVESTMENTS (MAURITIUS)PTE LTD-JP UNQ	3 CHANGI BUSINESS PARK CRESCENT, # 07-00, SINGAPORE 486026	US \$30,000,002	アセット・マネジメント及び投資業	2004年3月10日	7.15
三井物産株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号	341,481	卸 売 業	1947年7月25日	4.06
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	339,766	不 動 産	1941年7月15日	4.05
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	—	保 険	1907年5月11日	2.53
日本製紙株式会社	東京都北区王子一丁目4番1号	104,873	製 紙 業	1949年8月1日	1.68

## ■資本金の推移

年 月 日	増(減)資額	増(減)資後資本金	摘 要
平成16年4月1日	87,280 <small>百万円</small>	87,280 <small>百万円</small>	相互会社から株式会社への組織変更に伴う資本の部の組替え及び第三者割当増資によるもの
平成18年9月15日	50,000 <small>百万円</small>	137,280 <small>百万円</small>	第三者割当増資によるもの
平成20年12月29日	30,000 <small>百万円</small>	167,280 <small>百万円</small>	第三者割当増資によるもの

## ■自己株式の取得、処分及び保有(平成26年度)

### 1.取得した株式

単元未満株式の買取請求に伴い普通株式100株を取得いたしました。

### 2.処分した株式

該当事項はありません。

### 3.失効手続をした株式

該当事項はありません。

### 4.平成27年3月31日現在における保有株式

普通株式 17,272,768 株  
A種株式 172,121 株

## ■取締役及び監査役の状況

取締役及び監査役 14名のうち、男性は13名、女性は1名です(女性の比率7%)。

## ■取締役

役名	職名	氏名 生年月日	略歴
代表取締役会長	—	えんどう おさむ 遠藤 修 昭和24年12月1日生	昭和47年4月 株式会社三井銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 平成12年4月 株式会社さくら銀行(現 株式会社三井住友銀行) 執行役員 平成15年6月 株式会社三井住友銀行 常務執行役員 平成17年6月 同行 常務取締役 兼 常務執行役員 平成18年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 専務執行役員 兼 株式会社三井住友銀行 取締役 兼 専務執行役員 平成18年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役 兼 株式会社三井住友銀行 取締役 兼 専務執行役員 平成19年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役 兼 株式会社三井住友銀行 取締役 兼 副頭取執行役員 平成21年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役 兼 株式会社三井住友銀行 取締役 平成21年5月 SMBCフレンド証券株式会社 顧問 平成21年6月 同社 代表取締役社長 平成22年6月 同社 代表取締役社長 兼 最高執行役員 平成25年6月 当社 顧問 平成25年6月 当社 代表取締役会長(現任)
代表取締役社長 社長執行役員	—	ありすえ しんや 有末 真哉 昭和33年3月17日生	昭和55年4月 当社 入社 平成20年4月 当社 執行役員 平成21年4月 当社 常務執行役員 平成25年3月 当社 専務執行役員 平成25年6月 当社 代表取締役社長 社長執行役員(現任)
取締役 専務執行役員	チーフコンプライアンスオフィサー 兼 チーフリスクマネジメントオフィサー 兼 チーフプライバシーオフィサー 監査部、リスク管理部、コンプライアンス統 括部担当役員	やぎ あつし 八木 厚 昭和28年7月17日生	昭和52年4月 大正海上火災保険株式会社(現 三井住友海上火災 保険株式会社) 入社 平成20年4月 三井住友海上火災保険株式会社 執行役員 平成21年4月 同社 執行役員 兼 MSIG Holdings(Asia) CEO 平成23年1月 同社 執行役員 兼 MSIG Holdings(Asia) 取締役会長 兼 CEO 平成23年4月 同社 常務執行役員 兼 MSIG Holdings(Asia) 取締役会長 平成24年4月 当社 専務執行役員 平成24年6月 当社 取締役 専務執行役員(現任)
取締役 専務執行役員	営業推進統括本部長	こばやし あきら 小林 昭 昭和28年6月25日生	昭和53年4月 当社 入社 平成21年4月 当社 執行役員 平成25年3月 当社 常務執行役員 平成26年6月 当社 取締役 常務執行役員 平成27年3月 当社 取締役 専務執行役員(現任)
取締役 常務執行役員	営業戦略統括本部、営業推進統括本部管掌	よこやま たかし 横山 貴 昭和30年6月9日生	昭和54年4月 住友生命保険相互会社 入社 平成25年3月 同社 執行役員 平成25年4月 当社 常務執行役員 平成25年6月 当社 取締役 常務執行役員(現任)
取締役 常務執行役員	不動産部担当役員 法人営業統括本部長	みうら よしみ 三浦 芳美 昭和32年7月12日生	昭和55年4月 株式会社三井銀行(現 株式会社三井住友銀行)入行 平成19年4月 株式会社三井住友銀行 執行役員 平成22年4月 同行 常務執行役員 平成24年5月 当社 常務執行役員 平成26年6月 当社 取締役 常務執行役員(現任)
取締役 常務執行役員	企画部、主計部担当役員	よしむら としや 吉村 俊哉 昭和35年7月4日生	昭和58年4月 当社 入社 平成23年4月 当社 執行役員 平成25年3月 当社 常務執行役員 平成26年6月 当社 取締役 常務執行役員(現任)
取締役	—	おかだ あきしげ 岡田 明重 昭和13年4月9日生	昭和38年4月 株式会社三井銀行(現 株式会社三井住友銀行)入行 平成9年6月 株式会社さくら銀行(現 株式会社三井住友銀行) 取締役頭取 平成13年4月 株式会社三井住友銀行 取締役会長 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長 兼 株式会社三井住友銀行 取締役会長 平成17年6月 株式会社三井住友銀行 特別顧問 平成20年6月 当社 取締役(現任) 平成22年4月 株式会社三井住友銀行 名誉顧問(現任)

役名	職名	氏名 生年月日	略歴
取締役	—	あさい ひろし 浅井 裕史 昭和27年11月23日生	昭和51年4月 三井不動産株式会社 入社 平成17年4月 同社 執行役員 平成20年4月 同社 グループ執行役員 兼 三井不動産投資顧問株式会社 代表取締役社長 平成21年4月 同社 グループ上席執行役員 兼 三井不動産投資顧問株式会社 代表取締役社長 平成23年4月 同社 常務執行役員 平成23年6月 同社 常務取締役 常務執行役員 平成25年4月 同社 取締役 常務執行役員 平成27年4月 同社 取締役 平成27年6月 当社 取締役(現任) 平成27年6月 三井不動産株式会社 常任監査役(現任)

(注)岡田明重、浅井裕史の2氏は社外取締役です。

## ■監査役

役名	職名	氏名 生年月日	略歴
常任監査役	—	なかしま ひろゆき 中島 拓之 昭和30年2月16日生	昭和52年4月 当社 入社 平成17年4月 当社 執行役員 平成19年4月 当社 常務執行役員 平成21年6月 当社 取締役 常務執行役員 平成24年4月 当社 取締役 専務執行役員 平成25年3月 当社 取締役 平成25年6月 当社 常任監査役(現任)
監査役	—	ふじい 謙昌 藤井 謙昌 昭和33年12月5日生	昭和56年4月 当社 入社 平成27年6月 当社 監査役(現任)
監査役	—	こんどう たすく 近藤 祐 昭和17年8月12日生	平成21年6月 当社 監査役(現任)
監査役	—	みづら くにひと 三浦 邦仁 昭和25年8月26日生	平成21年6月 当社 監査役(現任) (現在 公認会計士・税理士)
監査役	—	せき ようこ 関 葉子 昭和45年8月30日生	平成21年6月 当社 監査役(現任) (現在 銀座プライム法律事務所 弁護士・公認会計士)

(注)近藤祐、三浦邦仁、関葉子の3氏は社外監査役です。

## ■執行役員

役名	職名	氏名 生年月日	略歴
常務執行役員	チーフインフォメーションオフィサー システム企画部、人事部、総務部、事務統括部、 業務効率化推進室、契約部、収納保全部、保 険金部、企業保険部、カスタマーサービス部 担当役員	わかばやし ひさし 若林 尚 昭和32年11月10日生	昭和56年4月 当社 入社 平成23年4月 当社 執行役員 平成26年3月 当社 常務執行役員(現任)
常務執行役員	営業戦略統括本部長	とよぶく かずと 豊福 和人 昭和36年2月23日生	昭和58年4月 当社 入社 平成24年4月 当社 執行役員 平成26年3月 当社 常務執行役員(現任)
常務執行役員	運用統括部、市場運用部、特別勘定運用部、 運用管理部担当役員	すぎもと せい 杉本 整 昭和32年12月16日生	昭和55年4月 当社 入社 平成24年4月 当社 執行役員 平成26年3月 当社 常務執行役員(現任)
執行役員	監査部長	ふじもと あきひろ 藤本 昭弘 昭和33年10月13日生	昭和57年4月 当社 入社 平成24年4月 当社 執行役員(現任)
執行役員	システム企画部長	しざわ ひろし 志澤 博 昭和35年8月31日生	昭和58年4月 当社 入社 平成25年3月 当社 執行役員(現任)
執行役員	営業推進統括本部副統括本部長 兼 営業推 進統括本部基盤センター長 兼 法人営業統括本部副統括本部長	えぐち ひろあき 江口 浩章 昭和35年5月16日生	昭和59年4月 当社 入社 平成25年3月 当社 執行役員(現任)
執行役員	首都圏ブロック長	ほりえ さとる 堀江 智 昭和37年3月28日生	昭和60年4月 当社 入社 平成26年3月 当社 執行役員(現任)
執行役員	企画部長	いわたし とおる 岩西 徹 昭和35年1月24日生	昭和57年4月 株式会社三井銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 平成25年4月 当社 企画部部長審議役 (株式会社三井住友銀行より出向) 平成26年3月 当社 執行役員(現任)
執行役員	運用統括部長	まつた よういちろう 松多 洋一郎 昭和35年2月25日生	昭和58年4月 当社 入社 平成27年3月 当社 執行役員(現任)
執行役員	東海・北陸ブロック長	はま まこと 浜 誠 昭和37年9月4日生	昭和60年4月 当社 入社 平成27年3月 当社 執行役員(現任)
執行役員	東日本ブロック長	まるやま こういち 丸山 浩一 昭和36年4月3日生	昭和60年10月 当社 入社 平成27年3月 当社 執行役員(現任)
執行役員	主計部長	いなり たかゆき 稲荷 隆由紀 昭和37年9月15日生	昭和61年4月 当社 入社 平成27年3月 当社 執行役員(現任)

## 1-4

## 会計監査人の氏名又は名称

監査法人：有限責任監査法人トーマツ

## 1-5

## 従業員の在籍・採用状況

区分	平成24年度末 在籍数	平成25年度末 在籍数	平成26年度末 在籍数	平成24年度 採用数	平成25年度 採用数	平成26年度 採用数	平成26年度末	
							平均年齢	平均勤続年数
<b>内勤職員</b>	<b>3,550名</b>	<b>3,415名</b>	<b>3,121名</b>	<b>121名</b>	<b>99名</b>	<b>68名</b>	<b>42.9歳</b>	<b>17.4年</b>
うち男子	1,960	1,879	1,653	51	65	51	43.9	18.7
うち女子	1,590	1,536	1,468	70	34	17	41.7	15.8
うち総合職	2,066	1,962	1,703	53	53	44	43.2	18.5
うち一般職	1,421	1,392	1,352	55	30	10	42.1	16.3
<b>営業職員</b>	<b>7,989</b>	<b>6,832</b>	<b>6,957</b>	<b>1,570</b>	<b>723</b>	<b>1,259</b>	<b>51.8</b>	<b>14.0</b>
うち男子	156	295	546	0	162	346	41.2	4.8
うち女子	7,833	6,537	6,411	1,570	561	913	52.7	14.8

(注) 1. 内勤職員には契約社員及びMLI・関連会社などへの出向者を含まず、社外からの出向受入者を含みます。  
2. 内勤職員採用数には中途入社者を含みます。また、営業職員採用数は登録数を示します。

## 1-6

## 平均給与（内勤職員）

(単位：千円)

区分	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
内勤職員	441	438	<b>425</b>

(注)平均給与月額とは各年3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

## 1-7

## 平均給与（営業職員）

(単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
営業職員	225	232	<b>270</b>

(注)平均給与月額は、月例給与の年度間平均額です。